

別記

東京市電気局経済計算委員会希望

(一) 特別勤労手当 四十万円ニテ市電局が昭和十一年十二月中

二年電従業員ト同ニ於テ予メ之加給與ヲ約シタルハ市人ニテ

視ニシテ扱給ノ処置ナルニテ之ヲ該案ハ市電局が累表ニテ

施セテシタル電氣局更在案ノ精神ト相背馳セシメテ之ヲ不當

ナリト認め

委員合ハ市電氣事業ノ本質ト現状トニ鑑ミ該案ヲ可決

スルニ市長聲明ノ如ク特別勤労方アルモノニ限リ之ヲ支給シ

以テ其ノ精神使達シテ之ヲシテトシ望ム

(二) 特別料金返還制度ハ該方面居住ノ市民ニ對シ著シク